

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣

法第五五号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続き国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共施設等運営権実施契約

公共施設等運営権者は、国又は地方公共団体から職員の派遣を受け入れる場合には、公共施設等の管理者等との間で、当該派遣職員が従事する業務の内容及び期間等をその内容に含む公共施設等運営権実施契約を締結しなければならない。

二、派遣職員に係る特例

当該派遣職員が、公共施設等運営権者の職員として、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技

能を必要とする業務に従事した後、再び国又は地方公共団体の職員となった場合における退職手当の取扱い等について、他の職員との均衡を失することのないよう、国家公務員退職手当法等の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。